

新たな非課税贈与制度、結婚・出産・育児資金の贈与についてです。

- 期間：平成27年4月～平成31年3月までの4年間
- もらう人：20歳以上50歳未満の子や孫
- 金額：もらう人ひとりにつき1,000万円まで（結婚資金は300万円まで）
- 使途：結婚の際の婚礼・住居・引越、妊娠・出産、子の医療費・保育料

信託銀行に預けて利用するのですが、この制度についての注意点。

もらう人が50歳になった時点で余りがあれば、その分について贈与税が課税されます。そして、あげた人が亡くなった時点で、相続財産に持ち戻され相続税の課税対象となります。結婚資金とか育児資金というのはそもそも贈与税がかからないので、節税と言う意味でわざわざこの制度を利用することもないと思います。あげたい人のために結婚・育児を目的として資金を確保しておく、親が認知症になっても子が目的資金をおろせるということでの活用方法になるのかと思います。

以前にできた教育資金の非課税贈与（1,500万円まで）で、信託銀行にすすめられるがままに贈与したはいいが、老人ホームに入所するなどまとまったお金が必要になってしまい、しかし後から返してくれとも言えずに困ってしまったといったような例も聞いています。

この制度を利用するのではなく、必要に応じて財産をあげるようにすれば、そのたびにお子さんたちと顔をあわせることもできるし、もらう方は感謝の気持ちを伝えることもできるし、コミュニケーションを図る良い機会になるのではないかと思います。

急な事故にあっても、認知症になっても、死んでしまっても

## ペットの幸せを守る3つの方法



自分が死んだ後のペットのお世話や  
財産を遺す方法 「**ペット信託®**」  
についてお話しします。

○開催日時：3月8日（日）15：00～16：00  
（14:30開場、終了後30分間個別相談会）

○場所：川東タウンセンターマロニエ203号室  
（小田原市中里273-6）

### 参加特典

小冊子「ペット信託®」パンフレットプレゼント



お申し込み TEL：0465-39-1900（行政書士長尾影正事務所まで）  
定員になり次第、申し込み受付を終了させていただきます。

**参加費は無料**です。お気軽にご参加ください。



【講師】行政書士 松田美幸  
一般社団法人ファミリーアニマル支援協会（FASA）理事

ペット信託®を中心とした民事信託・遺言・後見・相続  
を専門とする「ねこのて行政書士事務所」を開業。  
仕事や勉強の傍ら、2012年頃から猫の里親探しのボラン  
ティアをしている。（里親探しのボランティアブログ。東京猫）  
「こてつ」と「こはく」という猫2匹と一緒に暮らしている。



住まいる株式会社  
代表取締役 長尾影正  
小田原市鴨宮666番地の1  
TEL:0465-20-8501  
<http://www.i-kinokuniya.net>